アットホーム三谷（グループホーム） 料金表

1 居住費　　令和6年6月1日

基本料金	①家賃（月額） 全居室共通		38,000円
	※家賃（日額） 全居室共通		1,300円
	②共益費（月額） 全居室共通	光熱水費含む	25,000円
	※共益費（日額） 全居室共通	光熱水費含む	900円
	③食費	月額（30日の場合） 日額	43,500円 1,450円
		朝食 昼食 夕食	400円 550円 500円
	④日常生活費（月額）		5,000円
	※日常生活費（日額）		200円
	計（①+②+③+④）		111,500円 （1ヶ月30日の場合）
その他	ベッド使用料	介護ベッド	2,000円
	通院付き添い費	提携医以外　1時間	2,000円

☆月途中の入居の方は家賃・共益費・日常生活費は日額にて対応させていただきます。
☆基本的に提携医以外の受診はご家族対応をお願いいたします。
上記に表す料金の他、実費にてお願いするもの（おむつ代、理美容代、娯楽費等）
☆東三河広域連合が行うグループホーム入居者負担軽減事業対象者の決定を受けた方は1日当たり500円の減額を行います。

2 グループホーム介護保険料

介護保険1割負担の方

要支援2	（1日につき）749円
要介護1	（1日につき）753円
要介護2	（1日につき）788円
要介護3	（1日につき）812円
要介護4	（1日につき）828円
要介護5	（1日につき）845円

介護保険2割負担の方

要支援2	（1日につき）1,498円
要介護1	（1日につき）1,506円
要介護2	（1日につき）1,576円
要介護3	（1日につき）1,624円
要介護4	（1日につき）1,656円
要介護5	（1日につき）1,690円

3 その他加算

①初期加算　一日につき　30円（2割負担60円）
入居日から30日以内の期間算定

②医療連携体制加算（Ⅰ）ハ　一日につき　39円（2割負担78円）
看護師を配置・24時間連絡できる体制の確保
入居者が重度化・看取りの際の対応指針を定め入居時に利用者又は家族等への説明・同意を行なう

③サービス提供体制加算Ⅲ　一日につき　6円（2割負担12円）
勤続7年以上の従業員が30パーセント以上配置されている

④介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　所定単位数の178/1000

⑦科学的介護推進体制加算　ひと月につき　40円（2割負担80円）
利用者ごとのADL値、栄養値、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身状況等に係る基本情報を厚生労働省に提出しており、サービス提供に当たって、適切かつ有効に必要な情報を活用していること

⑧入院期間中の体制　一日につき　246円（2割負担492円）
入院後3か月以内に退院が見込まれる入所者に対し、退院後の再受け入れ体制を整備
1月に6日を限度として算定

⑨医療連携体制加算（Ⅱ）　一日につき　5円（2割負担10円）
医療連携加算（Ⅰ）のいずれかを算定していること
算定日が属する月の前3月間において厚生労働省が定める医療的ケアが必要な者の受入要件のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること

⑩生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　ひと月につき　10円（2割負担20円）
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行う
見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している
1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を厚生労働省に行う

⑪退去時情報提供加算　1回　250円（2割負担500円）
医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回限り算定

※介護保険の負担割合は、介護保険負担割合証にてご確認下さい。
★全体に地域区分（7級地）1円＝1.014円として計算します。